平成２８年（フ）第２９１８号
埼玉県さいたま市浦和区東岸町８－３
破産者　下田　正保
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２２１号
埼玉県熊谷市末広１丁目62番地
破産者　埼玉県厚生農業協同組合連合会
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６９２号
東京都町田市つくし野３丁目18番地９
破産者　亡菊地正好相続財産
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９２２号
神奈川県鎌倉市植木501番地65
破産者　有限会社鈴木畳店
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８４号
最後の住所　愛知県みよし市三好町宮ノ越54番地　コーポ池下201号、前住所愛知県みよし市三好町上80番地１
破産者　亡木下文雄相続財産
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０４号
愛知県刈谷市東刈谷町２丁目15番地16
破産者　有限会社殿岡モールド
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第２８０号
愛知県刈谷市野田町沖野８番地17
破産者　殿岡　陽市
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２５号
山口県柳井市古開作459番地の22
破産者　株式会社金竜食品産業
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所岩国支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７０号
栃木県佐野市戸室町1595番地５、前住所栃木県佐野市免鳥町861番地
破産者　天木　豊
1　決定年月日　平成29年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１６５号
長野県木曽郡木曽町開田高原末川3216番地
破産者　上田　清
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５６４号
静岡市清水区原484番地
破産者　橋爪　優
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８７号
静岡市葵区北安東５丁目10番１号
破産者　西田　吉伸
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９５号
兵庫県尼崎市西長洲町３丁目２番46－1105号
破産者　有田　八郎
1　決定年月日　平成29年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７８号
岩手県岩手郡雫石町南畑第33地割79番地７
破産者　上野三四二
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第６７号
茨城県桜川市真壁町飯塚1017、住民票上の住所茨城県桜川市鍬田461番地５
破産者　青柳喜久雄
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１９２３号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目21番15号　エーデルハイム・ウエノ　101
破産者　鈴木　實
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９２５号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目21番15号　エーデルハイム・ウエノ　101
破産者　鈴木三代子
1　決定年月日　平成29年５月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第１５７号
北九州市戸畑区沢見１丁目４番１号
破産者　鶴　敏行
1　破産債権の届出期間　平成29年５月29日まで
2　一般調査期日　平成29年６月８日午後２時
平成29年５月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５６号
広島市西区高須台５丁目４番15号
破産者　株式会社アローズ
1　破産債権の届出期間　平成29年６月７日まで
2　一般調査期日　平成29年７月21日午後２時
平成29年５月８日
広島地方裁判所民事第４部